

手帳の申請手続き

身体障害のかたは

身体機能障害の種類や程度により、1級から6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて、第1種と第2種の区分があります。

身体障害者手帳
申請手続きは…

P1

知的障害のかたは

知的な障害があり、大阪府の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障害程度は3区分に分けられます。また、移動の困難さに応じて、第1種と第2種の区分があります。

療育手帳
申請手続きは…

P2

精神障害のかたは

精神障害のために、長期にわたり日常生活または社会生活への制約があるかたに交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて、第1種と第2種の区分があります。

精神障害者
保健福祉手帳
申請手続きは…

P3

● 身体障害者手帳の申請

問合せ窓口 みのおライフプラザ 障害福祉室
電話：727-9506 ファクス：727-3539

申請から交付まで
2ヶ月～3ヶ月

身体障害者
手帳を
受け取るまで
のながれ

① 診断書を 手に入れる

身体障害者手帳用診断書を次の場所で入手してください。
※障害部位によって診断書が異なりますのでウェブサイトなどでご確認ください。

みのおライフプラザ

市役所(介護・医療・年金室)

箕面市ウェブサイト

② 医療機関を 受診する

医療機関を受診し、①の診断書を指定医師に記入してもらいます。

※指定医師は大阪府ウェブサイト「身体障害者手帳指定医師検索システム」で検索できます。もしくは、医療機関の所在地の福祉事務所におたずねください。
※診断書の有効期限は診断書記入日から3ヶ月です。



③ 申請する

「必要なもの」を持って、みのおライフプラザ
または、市役所(介護・医療・年金室)へ提出してください。



④ 手帳の 交付

後日、書面にて交付の通知をします。その書面をもってみのおライフプラザにお越しいただき、身体障害者手帳をお受け取りください。

対象

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能のいずれかに永続する障害があるかた

必要なもの

- 身体障害者手帳用診断書(指定医師が記入したもの)
- 顔写真(たて4cm×よこ3cm)
- 「マイナンバーカード」または「マイナンバーが確認できるもの」+「本人確認書類」

※市町村民税非課税世帯に属するかたは身体障害者手帳用診断書料の助成があります。
くわしくは、みのおライフプラザ総合窓口へお問い合わせください。

※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類、代理権が確認できるもの(委任状など)が必要です。

●療育手帳の申請

問合せ窓口 みのおライフプラザ 障害福祉室
電話:727-9506 ファクス:727-3539

申請から交付まで
3ヶ月～6ヶ月

療育手帳を
受け取るまで
のながれ

18歳未満のかた

「必要なもの」を持ってみのおライフプラザ
で申請してください。

大阪府箕面子ども家庭センターで面接
や発達検査・知能検査を受けていただき
ます。

手帳の交付

後日、書面にて交付の通知をします。その書面をもってみのおライフ
プラザにお越しいただき、療育手帳をお受け取りください。

18歳以上のかた

市で対象のかたの近況や幼少時の様子な
どをお聞きしますので日時を電話で予約し
てください。(障害福祉室 電話:727-9506)

予約した日時に、「必要なもの」を持って
みのおライフプラザへお越しください。
申請書を記入いただいた後、聞き取りを
させていただきます。(1～2時間程度)

大阪府障がい者自立相談支援センターで
面接や発達検査・知能検査を受けていた
だきます。

対象

おおむね18歳までに生じた知的発達の遅れや知的機能障害のために、社会生活を送るうえで支
援を必要とするかた

必要なもの

●顔写真(たて4cm×よこ3cm)

●「マイナンバーカード」または「マイナンバーが確認できるもの」+本人確認書類」

※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類、代理権が確認できるもの(委任状など)が
必要です。



●精神障害者保健福祉手帳の申請

問合せ窓口 みのおライフプラザ 障害福祉室
電話:727-9506 ファクス:727-3539

申請から交付まで
2ヶ月～3ヶ月

精神障害者
保健福祉
手帳を
受け取るまで
のながれ

診断書で申請されるかた

精神障害者保健福祉手帳用診断書を次の
場所で入手してください。

みのおライフプラザ

大阪府ウェブサイト

箕面市ウェブサイト

年金証書(障害年金)で申請されるかた

医療機関を受診し、精神障害者保健福祉
手帳用診断書を医師に記入してもらい
ます。(※1)

年金証書(障害年金)と年金振込通知書
を用意します。(※2)

申請する

「必要なもの」を持って、みのおライフプラザへ提出して
ください。



手帳の交付

書面にて交付の通知をします。その書面をもってみのおライフプラザ
にお越しいただき、精神障害者保健福祉手帳をお受け取りください。

対象

精神疾患のあるかたで、精神障害のための長期(初診日から6ヶ月以上経過)にわたり日常生活
または社会生活上の制約があるかた

必要なもの

※1 診断書での
申請の場合

- 精神障害者保健福祉手帳用診断書(初診日から6ヶ月を経過したもの)
- 顔写真(たて4cm×よこ3cm)
- 「マイナンバーカード」または
「マイナンバーが確認できるもの + 本人確認書類」

※2 年金証書(障
害年金)での
申請の場合

- 年金証書(障害年金)の写し ●年金振込通知書の写し ●同意書
- 顔写真(たて4cm×よこ3cm)
- 「マイナンバーカード」または
「マイナンバーが確認できるもの + 本人確認書類」

※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類、代理権が確認できるもの(委任状など)が
必要です。

市の手続きには、マイナンバーと本人確認書類が必要です。

障害者手帳の申請や、サービス利用の申請などにはマイナンバーが必要です。マイナンバーを利用するに当たり、「なりすまし」を防ぐため、市役所では丁寧な本人確認を行います。

市役所やみのおライフプラザにお越しの際は、「マイナンバーが確認できるもの」だけでなく、運転免許証など官公署が発行する顔写真付きの本人確認書類を必ず併せてお持ちください。それ以外の場合（健康保険被保険者証、年金手帳など）は、2点必要になります。



もしくは

マイナンバーが確認できるもの

+

本人確認書類

マイナンバーカード

※代理人が申請される場合は、上記の書類の他に「代理権が確認できるもの（委任状、申述書、成年後見人の登記事項証明書など）」と「代理人の本人確認書類」も必要です。

※マイナンバーが確認できるものの例：マイナンバーが確認できるもの（氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または正しく変更手続きがとられている場合）、マイナンバーが記入された住民票

本人確認書類

1点で確認できる書類	2点で確認できる書類
●マイナンバーカード※ ●身体障害者手帳（交付日から10年以内のもの） ●精神障害者保健福祉手帳（写真付のもの） ●療育手帳 ●運転免許証 ●顔写真付きの住民基本台帳カード ●パスポート ●在留カード など ※「マイナンバーが確認できるもの」は本人確認書類としては使用できません。  (○) マイナンバーカード  (×) 通知カード	●身体障害者手帳（交付日から10年以上経過したもの） ●顔写真の無い精神障害者保健福祉手帳 ●顔写真の無い住民基本台帳カード ●健康保険証 ●健康保険の資格確認書 ●介護保険証 ●各種年金証書、基礎年金番号通知書、年金手帳 ●母子健康手帳 ●医療受給者証（子どもの医療証、障害者医療証など） ●箕面市から送付している書類（1種1点のみ） （障害福祉サービス受給者証、納税通知書、生活保護の決定通知書・受給証明書など） ●児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証明書 ●預金通帳、キャッシュカード、学生証、公共料金の通知書（本人名義のもの）（1種1点のみ）